

青梅市告示第132号の3

後期高齢者医療保険料の納入通知書の送達を受けるべき者の居所または住所が明らかでないため、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2および青梅市後期高齢者医療に関する条例（平成20年条例第14号）第6条の規定にもとづき公示送達する。

なお、送達すべき書類は、青梅市市民部保険年金課に保管しており、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和8年8月14日

青梅市長 大勢待 利 明

送付すべき書類の名称	送達を受けるべき者の氏名
後期高齢者医療保険料納入通知書	多田 静子
後期高齢者医療保険料納入通知書	田畑 邦治
後期高齢者医療保険料納入通知書	池田 桂子
後期高齢者医療保険料納入通知書	松本 優子
後期高齢者医療保険料納入通知書	大谷 エミ子